

苫小牧市民自治推進会議（平成24年度第2回）（概要）

- 1 開催日時 平成25年3月29日（金）午後6時30分～午後8時40分
- 2 開催場所 苫小牧市役所8階 81会議室
- 3 出席委員 高野会長、佐藤（孝）副会長、阿部委員、佐藤（志）委員、石委員、谷岡委員、
福井委員、水口委員、吉本委員
欠席委員 三上委員
事務局 市民自治推進課長（松岡）、市民自治推進課主査（中村）、
市民自治推進課（今村）
- 4 報道機関 北海道新聞社記者、苫小牧民報社記者
- 5 傍聴者 なし
- 6 会議資料 別添のとおり
- 7 会議概要

(1) 自治基本条例子ども向け冊子の作成について

《事務局説明》

○事務局 当初、冊子形式で予定していたが、検討過程の中でA3サイズの折込によるリーフレット、両面印刷で進める方向とした。認定証や自治基本条例の条文を挟めるなど、工夫が必要と考えている。中学生を対象とした出前講座を予定している。

●委員 例えば「情報共有」や「協働」という言葉は、まちづくりに携わっている人であれば分かるが、普通の人には難しい。言葉の意味合いとか、もっと分かりやすいのがなければ、最初に見たときに難しいイメージがある。

○事務局 自治基本条例には「情報共有」という言葉があり、この言葉は冊子で使いたい。出前講座でのシナリオの工夫や学校の教科書等に言葉を参考として、説明については工夫したい。

編集ボランティアからは、「子供の気持ちを引き付けるのが先である。」とか、「言葉を減らして見やすい方がよい。」「中学生なのでしっかりと文書により説明した方がよい。」といった意見もあり、最終的にどのようにするのかは決めかねているところ。最終検討の中で工夫していきたい。

●委員 地方自治の本旨については、中学1年生で理解することが難しいとのではないかと。

また、学校の出前講座について、教育委員会との連携については、どう考えているのか。主幹教諭やカリキュラムを組む先生が「これは必要である。」と考えなければ、出前講座のオファーは来ない。教育委員会等を通じて、学校の総合学習の時間に一律のカリキュラムとして取り入れることを検討すべき。カリキュラムを考える先生の裁量に任される部分が大きいため、市の方針として一律に実施するような方策を検討しなければ、学校で差が出てしまう。冊

子を活かすチャンスを待つだけでなく、攻めの姿勢でカリキュラムの中に組み入れるよう働きかける必要がある。

○事務局 教育委員会を通じて教育サイドに働きかける予定である。

緑陵中学校の学校選挙やマニフェストへの取組といった事例があり、総合学習の時間の中で学校裁量により取り組んでいる学校もある。冊子作成の機会を捉え、同様の取組を市内の学校に広げたいと考えている。

●委員 緑陵中学校の取組は、あくまでも学校の裁量によるもの。自分たちのまちをよく知ろうという取組からスタートしたもの。しかし、学習指導要領の改訂により、このような取組に当てる時間数が少なくなっており、今後もこのような取組を継続できるかどうかは難しい。

●委員 まちづくりへ参加する人を増やすために、大人ではなく、子供へのアプローチという方向性はいいと思う。そうであれば、冊子では自治基本条例を前面に出さなくてもいい。まちづくりを自分たちの手でやるということが重要なのであって、最後に自治基本条例が出てくるのが良いのではないか。初めから自治基本条例が出てきてしまうと、これは何なのだろうと逆に取っ付きにくい気がする。

一番重要なのは自治基本条例の理解ではなくて、まちづくりは自分たちが行うというまちづくりへの意識付けである。先ほどの認定証も、最初に全員に渡すのではなく、講話を受け、そのあと、何か自分たちでやったこと、アクションに対して認定証を出すような工夫が必要である。そうすれば、理解度も違ってくるし、参加する意識も変わってくると思う。

●委員 平成25年度中にある程度取組を精査し、具体的に進めることになると思うが、中学生から色々な意見が出てくると思う。子供たちの意見を取り入れるなど更に精査を進め、1年程度試行錯誤を重ね、更に次年度以降、きちんと事業を軌道に載せ、良いものにしてほしい。

○事務局 平成25年度中に冊子を完成し、中学校での出前講座を考えている。この会議での意見も参考にし、更に検討を進めたい。教育委員会とも十分に協議しながら進めていきたい。

(2) 市民政策提案制度による政策提案の報告について

《事務局説明》

●委員 本件は、市議会でも議論になった案件であったが、政策提案制度による提案があったから議会で検討されるということではない。提案は市の担当や総合担当で検討するだけなので、これを議会で議論することはできないのか。

○事務局 政策提案制度と議会での審議とは別の制度であるため、政策提案自体について議会で審議されるということではない。ただ、今回は、同時期にこのような問題が議会でも議論された。

●委員 議会に知ってもらい、話し合いに値するものであれば議論すればよいのではないか。内容によっては議会で審議した方がよく、市役所の中だけで議論するのではなく、議会や様々な人の意見が入るのがいいと思う。

●委員 現行としての政策提案制度は、議会審議や議会への報告を想定していない。市民政策提案制度が市役所の中だけで完結するものとしたのは、3か月の応答義務とかが、市議会開催のタイミングと合うわけでもないから、議会との関係を考えなかったのではないか。ただ、議会との関係を考える必要はあるのかもしれない。

●委員 今回は、提案の趣旨が実現したから問題ない。しかし、実現しなかった場合については、次のアクションとして議会への陳情など、別の方法ということではないか。

○事務局 様々な手法があるが、そもそもの問題として市民参加条例の中で考えられている制度というのは直接民主的な手法であり、議会とは別の部分である。政策提案制度により提案されるか否かにかかわらず、大きな事案というのは、当然、議会で取り上げられるものと考えられる。このような問題は、政策提案制度だけではなく、様々な全体の制度の中で考えていくということ。

●委員 今回の回答は3か月以内にされている。法的な問題はないが、より早く判断できないのか。また、3か月以内に回答ができない場合は、制度上、回答を延長できるのか。

○事務局 事案によるが、すぐに回答できるものはこの期間内で回答することとなる。また、制度上の延長はなく、3か月以内の応答義務が課せられる。

3か月で、事案への方向性は出せると考えている。全庁的な調査や、事案によっては3か月以内の応答後も調査を進めることも実際にあった。現時点では、3か月の期間で対応できると考えている。

●委員 基本的には、提案者に回答し、その内容をホームページで公表するシステムということか。回答に対して質問したい場合、それは受け入れられる体制にあるのか。

○事務局 必ずホームページで公表するシステムになっている。また、回答について質問したい場合、回答した担当課が対応する体制である。

●委員 今回の提案は、事前相談等を行いながら進められたのか。それとも、いきなり提案されたものであるのか。

○事務局 事前に話はあった。相談があれば対応することもあるし、内容についての相談を受けることもある。もちろん、書式のやりとりもある。

- (3) 市民参加手続その他市民自治によるまちづくりに向けた取組について（平成24年度）
（ア 震災廃棄物の受入れにおける市民参加手続について）

《事務局説明》

○事務局 震災廃棄物の受入れについては、市民参加条例として随分議論されたところ。条例第5条は、最低限、これだけは市民参加手続を行わなければならない事項というものを定めたに過ぎず、これに該当しなければ市民参加手続をしてはならないというものではない。

担当課としては、条例適用ではないものの、相応の手続により進めた。

●委員 資料の中に、「第19条の規定に基づく要望意見」という要望意見書が添付されているが、これは条例第19条により意見を言えると考えたからだと思う。第5条の対象となり得る事項について意見が出されたときには、それを公表するという趣旨で第19条は作られたと思うが、このように提案してきた人がいたのであれば、次年度以降、条例の文言を改正することはあるのか。

○事務局 現時点での条例改正の予定はなく、このことにより第19条を改正することにはならないと考えている。

しかし、これまで「条例の施行に関する要望」というものを全庁的に把握してきたかという点、足りてなかった部分があると思う。この部分は、今後、啓発なり調査なりをしていく必要があるとの認識である。新年度予定している調査は、第19条をどう改正するかという目的の調査ではなく、例えば「パブリックコメントで意見を提出したが回答されていない。」といったように、市民はこう言っているのだけれども市としてはこう回答したとか、そういうような事例を洗っていくことにより、この条例を施行して具体的に行われている市民参加手続のやり方の中で、実際には市民からは、「市民参加条例を適用すべきではなかったのか。」とか「住民説明会をやることとされているけれども、行われていないのではないか。」とか、そういった市民からの要望等が具体的に担当課にはどのような形で寄せられていて、担当課としては、「市民参加手続の適用は不要と考えている。」と回答したとか、そういうような事例を調査したいと考えているということ。

担当課が一番、この制度を運用していかなければならないので、その辺りの調査を考えているということ。

●委員 市民参加手続を実施すべき事案や庁内におけるルールづくりは、まだまだ十分ではなく、今後調査をし、どのような場合にどのような手続をすべきなのかという指針のようなものを庁内で作る上での調査を考えていると思うが、ここまで想定しているのか。

○事務局 現時点では、そこまでの想定はしていない。市民からの要望については、実際の運用で問題がなければ、話自体が出されてこない。問題がある場合については、その部分を把握しておく必要があるかと思う。

庁内において、どのような問題があるのかというのは、第19条の取扱いの中でも「市民自治推進会議に報告する」こととなっており、調査し、結果を報告する中で、新たな展開があると思う。色々、やり方はあるが、現時点では調査をするというところ。

○事務局 これまでの調査は、実際に市民参加条例が適用された事例についてのものだった。実際に、市民からどのような意見が出されていたかについて、今後、調査したい。

●委員 市民参加条例は生まれたばかり。条例ができて、「今までどおり市がやりますよ。」というのでは、あまり変わらない。せっかく市民参加条例ができた中で、あまり、市民の意見とか市民の感覚が生かされていないように思う。

行政の中では守秘義務とか色々あるのだろうが、こういう問題とか「議論が出ています。」とかいうことについては、このような会議の中でとか、勉強会のような形式で行うとかが必要ではないか。市がその意見を聴くかどうかは別として、市民自治推進会議がせっかくあるので、報告を受けるだけでなく、我々自体も勉強していく体制を作ってはどうかと思う。

普通の審議会と同じように何ヶ月かおいて報告を受けるのであれば、市民参加条例といいつつ、今までの審議会と同じであり、何ら変わらない。市側からすると、その都度市民自治推進会議に諮るような案件ではないというものかもしれないが、そうでないと他の審議会と同じで、せっかく市民参加条例といいながら、今までと同じであり、あまり変わっていない気がする。

庁内の部長会議とは違うところでも、採り上げられていることが浸透すれば、もう少し「親しみやすい」という言葉がいいのか分からないが、もう少し市民自治推進会議を使ったものが出てくると思う。すぐに裁判所に訴えるとなると法的な知識が必要となり、訴えることは難しいのかもしれませんが、そうではなく、もう少し相談的なのだろうか。

役所は、あまり市民自治推進会議に出てきてもらったら面倒くさいかもしれないが、元々は、もう少し、市民が色んな要望をしたいというところから始まっているのではないか。

●委員 条例は、市政に関する市民の参加の権利を保障するものではあるのだが、実際は、それでは、「どのようなものでも話を聞かなければならない。」「どのようなことでも市民参加を実施しなければならぬ。」となると、市政が混乱することになるから、現在は、市民の話を聞く程度の条例であるという市の認識だったと思う。そこに、本来、私たちが望んでいるものとのギャップがまだあるということ。

そこはでも、市としては十分やっているという認識かもしれないが、私たちからすれば足りていないのではないかと考えている。今後、事例がたくさん出てこないかと思う。

●委員 事例の積み重ねやサンプル自体がまだまだ少ないから、それに対して調査するというところ。どういったやり方が良いのかといった指針がなく、また、どのようなタイミングで実施するのも条例では決まっていないため、担当課が好きなタイミングでパブリックコメントを行ったり、説明会を実施したりというところではないか。

今回のごみの有料化のように、市民の関心が高いようなものは何ヶ月も前から市民周知をし

ているが、第24小学校建設工事のように原案が全部できていて、「はい、意見出してください。」といわれても、もう、決まってしまうっていて、意見を言うにも「ここまで決まっているのであれば、何を意見として出せばいいのか。そのまま進めればいいじゃない。」と感ずることもある。「この条例があるからやっています。」というのでは困るのではないか。決まったものに対して今のタイミングで意見を聴いたとしても、ここまで進んでいるのに、今更何を言えればいいのかという事例もある。実施のタイミングについても、これで正しかったのかどうかとかいうことも、調査を含めて検討してほしい。

○事務局　そういう意見も確かにある。事例によってどのような手続を選ぶのかについては、担当課であり、手法やタイミングについても担当課が選択する。パブリックコメントについては、説明会といった政策形成手続よりも後に行うというのはルール化されているが、政策形成手続については、審議会、説明会、ワークショップなど様々な方法があり、公募を入れた期間の長いものであったり、回数についても事例によりかなり異なるものである。

市民がどのような手法を望んでいるのか、どのようなタイミングを望んでいるのか、また、市は手続の中でどのような意見を望んでいるのか、これにギャップがあるのだと思う。どういう手法をどのタイミングでとるべきかの意見が出てくれば、市民側と市側とのギャップが分かれば、それに対する対応ができるのではないかとということ。

ただ、その反面、どの段階においても、何回でも手続を行うということになると、これは期間的には難しいので、どこまで市民意見を求めるのかというのは、実務上、難しい部分もある。そのような意味から、今回は、第19条の規定もあり、どのような意見が市民から寄せられているのかを把握する必要があり、それに基づいて検討していきたいというのが考えである。

●委員　まちづくりについてアドバイスを受けられる部署が必要であると考えていたときに、タイミングよく市民自治推進課が発足した。

「市民参加で意見を言った件が却下され、私の気持ちが治まらない。」という相談があって、「それでは、次はこうしたらいい。」とアドバイスできるような市民自治推進課になってほしい。市民自治推進会議で相談ができればいいが、これは難しい。

市民自治推進課には、市民自治の推進だけではなく、市民にどんどんアドバイスしたり、色々な知恵を出してもらえうような、そういうポジションの課になってもらいたい。そのような取組でクリアできる部分は多いと思う。

●委員　事例（資料）を見ると、質問に対する回答というのか、「判断の決定については、市長にその裁量があるものでございます。」「同号による市民参加手続の対象としない判断をさせていただいたものでございます。」ということで終わってしまう。ここについて、どうしてなのか。市長の判断の決定や市長の裁量という判断の根拠が明らかではないという印象がありますし、この辺りについては明確な説明が必要であると思う。何事も「市長の裁量とさせていただきます。」「市長の判断にさせていただきます。」ということであれば、この市民自治推進会議の存在意義がなくなってしまう、それくらい重要なことだと思えます。

(イ 「苫小牧市立はなぞの幼稚園のありかた」における市民参加手続について)

《事務局説明》

●委員 昔から比べると、市民の意見を言える場や、市民自治が進んできて言えるということが多くなってきたのは良いことだと思う。前はこのような機会さえもなかったのが、議会に要望するしかなかった。それがたとえ稚拙であっても、自分の能力で提出するしかなかった。行政に対して、こうやってインパクトを与えることができるということは大事なことであると思う。それが、すぐに議会と同じ角度で取り上げてもらえるということは、段階的にいっても、今の段階では難しいことだと思う。市議会議員は選挙で選ばれていて、我々は、その下で、こういう意見があるということを書いていく立場ではないかと思う。

○事務局 一つ目の議案も、この議案もそうなのですが、市民参加条例が具体的にできたことによる効果、反響なのかと思います。条例がない段階だと、例えばパブリックコメントや説明会をやらなくても、問題とされることにはならなかったのではないかと考えられる。はなぞの幼稚園の関連については、条例第5条の規定には当てはまらなかったのだけれども、幼稚園の廃園は大きな関心事であったということで、担当課としては相当程度の手続を踏む必要があるのではないかと判断し、取り組んだ。そういう意味では、条例を制定した効果というのは現れているかと思う。完全かどうかというところはあるが。

●委員 行政側は条例を使うし、市民参加の事案はこれからも増えていくと思う。行政としては、当然、ある程度の結論をもって対応すると思うが、市民の側から言うと、もう少し結論の出し方というか、文章というのがもう少し市民向けの言葉に変えてというか、出しようとかを変えていかないとならないのではないか。

法律上「第×条により却下します。」みたいな裁判なようなことは、我々は法的なことは分らないけれども「却下します。」となると、市民としては門前払いの感じがあるのだと思う。せっかく市民参加条例ができたのだから、今までとは違う返答の仕方を市側も考える必要がある。

これまでは、ある程度の専門的な知識を持った人たちが色々なことを市役所に言って、かなり難しいことを言われても行政側は専門知識があるので市役所の皆さんは分かるのだろうが、もう少し理解できるところというか、「これはしょうがないかな。」と思えるところまで、2回、3回やりとりをする必要があるかと思う。今までのような形ではなくて。

その辺りが、市民参加条例というところの、ちょっとレベルを下げて。先程の話のように、対象は中学生でも理解できるようところでやっていかなければ、手続を行っても反感だけが残っていく。せっかく聴いてあげるよと言っておきながら、難しい言葉で答えられていくと、しこりが残るのではないか。そこが少し、今後、市側の市民の意見を聴くという立場に対するもう少しの変革が、だんだん必要になってくるのではないかなとは思う。

○事務局 それはやはり市側の問題で、パブリックコメントを実施しても、そのやり方に差がある。うまく意見を聴いている部署と、そうでない部署との差がある。

「説明会でどうだった。」とか、パブリックコメントでの意見を見て「この提案のやり方ではちょっと難しい。」とか、意見を寄せていただければと思う。

●委員 もう少し、市が市民の側に降りてきて「こういうものを出したいです。」といったときの対応が大切だということ。別の審議会の委員をやったときに「これでは、分かりにくく見にくい。」という、事務局としては「そこまで今まで言われたことないですよ。」となる。でも、やっぱりそこまで掘り下げていく。

パブリックコメントでも、これまでのように読んでもわけが分からないものがある。「つつかれたくない。」というものや、読んでいて「これ、何て答えるのか。」というのものもある。答えやすいパブリックコメントもあるが、その辺りをもうちょっと市の中だけじゃなくて、市民の立場で理解ができるパブリックコメントを出して、その答え方も考えていく必要がある。「これだと分かりにくいので、こういう文章にはならないでしょうかね。」とか、そういう練りあいというのが、これからだんだんと必要になってくる気がする。

どうも今は、パブリックコメントも「絶対、市民からは言ってほしくないんだな。」というパブリックコメントも正直ありますよね。そういうことへの対応が、これからだんだん要求されてくるかと思う。

●委員 それは私も何年も前から言っていることで、パブリックコメントを実施する担当部署の裁量に任されているため、分かりやすい事例、分かりにくい事例がある。

ルールづくり、庁内で誰でもフォームにはめ込めば簡単に、ある程度書き込めばパブリックコメントを行うことができるフォーマットがあればいいと思う。裁判所なども個人の調停を起こしたりするときはフォーマットが決まっていて、それに書き込めばある程度完成するようになっているものもある。

行政側に対してもそうだし、我々市民側に対してもそのようなものを作っていただいて。市民自治推進課なりがアドバイスをしながら、フォーマットに沿って意見を出せるような仕組みが必要である。ハード面では条例がもうできているので、ソフト面からのインフラ整備をしていけば市民も意見を出しやすし、それに対する役所のコメントの返答についても楽になるのかなと思う。ルールづくりが難しい現状なのかなと思う。市民から意見が出る事例、出ない事例もある。興味のある分野ではないことも一因にあるのだろう。

○事務局 規則改正のように市民参加条例に基づかないパブリックコメントもあるので、一定のフォーマットにできるかどうかは課題がある。分かりにくいやり方をしている事例があるということについては、今後も対応を考えたい。

●委員 パブリックコメント作成課のような部署を作ればいいのか。文章作成能力がある、分かりやすいパブリックコメント作成課。そこを通さないと、出してはいけないというような。同じ言葉であっても、分かりやすい言葉というのは沢山ある。それが、市と市民とが対等に物事を話し合うことにつながることはないかなと思う。

はなぞの幼稚園については、これは何年も前から「結論ありき」で進んでいるところで、私

が思うに、今頃、反対するのはどうなのかという感じがしている。何年も前から話は進んでいたのに、閉鎖って決まってから、今頃騒ぐのはどうなのかという感じは持っている。ただ、それにしても、杓子定規ではない説明や方法というのが一つの技術として必要なかと思う。

●委員 文言を分かりやすく、フォーマットで分かりやすくというところも大切だと思うが、それ以上に、根本的な部分として「どうしてこれが裁量になってしまうのか。」ということに問題がある。がれき処理について、これだけ市民から陳情が上がっていたり、活発な議論があったり、意見交換をしているにも関わらず、こういう重要な問題で「市民がそこに生存しているということ」、「将来に関わる問題」に対して、「これは市長の裁量である。」との一言で片付けられてしまう。そこが知りたい。

「法律のこういうことで。」と言われたとしても、そうではないと私なんかは思う。そうではないという人たちは沢山いると思う。だから、陳情が提出され、そういう形で議論してほしいということになっているわけですから。どうして、その一行で「裁量なのだ」ということになってしまうのか。これは、文言を優しくすること以前の問題として認識している。市民自治推進会議というものがあって、どうしてこういう議題が上がってくるのかということで、これは、市民参加を根底から覆すものではないかと思う。

○事務局 市民参加条例が、全ての市の行為や手続、全てを網羅しているわけではないというのが、まず難しいところであるのは事実であると思う。この問題は「条例にはまらない。」ということであって、それでは「市は何もしない。」ということとはまた別の話なのだと考えている。

市民参加条例を制定した最大のポイントは、「一定の政策や該当する項目に当てはまるものは、確実に手続が行われる。」ということ、最低限のラインとして定めているということ。それに当たらなければ、「それでは、やらなくても良いですよ。」というものではないということ。そのような手続というのは、従前から行われてきたし、当たらなくてもやってきたということ。当たらなかったとしても同等の手続として説明をしていくということが求められている。それが、市民参加条例、自治基本条例を制定した行政の在り方であると考えている。条例に当たるのか当たらないのかという議論と、当たらないことをもって何ら手続を採るのか採らないのかというのは、別の問題である。

●委員 「全て網羅しているわけではない。」というのも、それもまた分かりにくいというものもある。どういのが条例適用で、どういのがそれ以外なのか、そこら辺りも明らかにしてほしいと思っている。

(ウ 市民協働ガイドラインの作成について)

(エ 平成24年度まちづくりトーク「魅力ある地域づくりのために～市と町内会との協働について～」)

《事務局説明》

○事務局 広聴事業の「まちかどミーティング」の中でも、町内会への加入についての課題も意見があり、町内会連合会、地域生活課、市民自治推進課との協力により開催することとなった。町内会の加入率について解決策がすぐに出るわけではないが、どうすべきかについて協働により考える機会となった。

●委員 自治基本条例の子ども冊子の話に戻るが、学校に売り込むのは、それはそれでよいと思う。ただ、学校は時間数が限られているので、子供会、町内会に売り込むことは考えられないか。

○事務局 自治基本条例の出前講座として、中学生に向けた教材として考えているが、そのような機会をいただけるのであれば、冊子を持っていってお話したいと思う。

○事務局 「まちづくりトーク」では、町内会の加入促進もテーマとしてあったため、町内会、民生委員が中心であったが、それ以外の一般の市民からも意見が出された。

●委員 「魅力ある地域づくり」ということではあるが、町内会連合会のいつも集まっているメンバーしか集まりようがない。火曜日の午後の開催設定であれば、町内会の関係者のうち仕事をリタイアした人しか参加できない。そういう意味では、100人の参加というのは多い。

ただ、私たちも「まちかどミーティング」に行くのだが、大抵、町内会役員が町内の問題をそこで発言する場になって、「ああしてくれ、こうしてくれ。」と要望を言うだけの場になってしまっていて、あまり発展的な議論が行われず終わってしまっていることが多い。

もし、次にこのようなイベントを実施するとすれば、町内会に参加していない人たち、「なぜ、町内会に参加していないのか。」というような問題についても議論してもいいのではないかと思う。今は町内会も高齢化しているので。

●委員 どの町内会も、定年退職した方が中核である。町内会の役員はリタイアした60代70代多い。

●委員 今回の時間設定だと来れない人が大半である。まちかどミーティングのように夜に開催するとか、行きやすい時間に開催するのも重要。土日とかで開催してくれるとありがたい。アンケート結果集約も参考にして、次年度以降続けるかも含めて、アンケート結果も含めて、次年度以降、報告していただければと思う。

○事務局 今回は、日程調整の関係から日中の開催となったが、例年のまちづくりトークは土日の開催である。誰でも参加しやすい時間や手法で、今後とも考えていきたい。

(オ 住民投票条例に規定する基本的事項に関する提言書について)

《事務局説明》 特段の質疑なし。

(カ 「市民参加のページ」等の閲覧件数について)

《事務局説明》

●委員 広報やフェイスブックなど、色々な人の目にふれるのがいいと思う。フェイスブックなどで、もっと人の目に触れるようになり、アクセスや申込が増えるといい。

●委員 フェイスブックのページができたので、「いいね」を押すと、どんどん市のことがすぐに分かるようになるかと思う。

●委員 そことの連携はできるんですよね。例えばフェイスブックで委員を募集するといった呼びかけができるんですよね。

●委員 フェイスブックのカウンターを見ていくと、どれくらいの人が見ているのか分かる。フェイスブックの担当（秘書広報課）との連携が、今後、必要になってくるかと思う。

●委員 フェイスブックを見てみると、「くらしのガイド」のように、こんなものがあるのかと思う。色々、出ていて面白いですね。フェイスブック見るまで知らなかった。

●委員 使い方ではないか。うまくリンクする方法について、これから意見を聞きたいと思っている部署も含めて、また、そういったことのルールづくりが今後必要となってくると思う。

●委員 ただ、一番怖いのは、福祉分野のパブリックコメントなどもそうなのですが、わずかな部分なんです。パブリックコメントで答えているのはわずかの部分。「これっていつからやっているの。」と聞いたら、「パブリックコメントは出していますよ。」「出しています。情報を見ていない方が、意見を言わない方が悪いんでしょう。」という言い方をよくされるのですが、その辺りがなかなか難しい。

パブリックコメントで5人からしか意見が出ていなくても、「もうパブリックコメントでオープンにしているので、私たちは市民の声を聴いています。」とよく言われるんですよ。でも、5人、6人というのは市民の意見じゃないですよ。極端な話、パブリックコメントで50人の意見がなければ、これはもう意見としないとか、そういうラインを決めていかないとならないのではないかと。「5人から意見が出ていますから。」ということで、打ち切られてしまうと、問題があるのではないかと。その辺りがなかなか、恐ろしいところではある。

住民投票では、投票率が何割かないと否決されるのに、5人でも6人でも「パブリックコメントで市民の意見は聴きました。」というのは、何となくそれって行政側の都合でないのかと思う。

●委員 情報提供の手法については、行政側も手探りの部分であるかと思う。他の自治体のホームページを見ても、試行錯誤しているものと思う。フェイスブック、ツイッターなど、皆さんからの意見を求めやすくするために、うまく組み合わせ工夫して、市民にとってよい情報

を提供できるためのシステム作りをしてもらえればいいと思う。

●委員 5、6年前のパブリックコメントで、ちょうど期間が終了し、その2日後くらいに会議があった。そこで、パブリックコメントについての文書が出てきた。私はパブリックコメントが行われていたことは知っていたが、皆さんに聞いたら知っている人が誰もいなかった。これは、学校区再編や教育に関連することであったが、なぜ、PTA会長というか、学校に対して「今、このようなパブリックコメントをやっているので意見どうぞ。」といったアクションができなかったのかということを経験した記憶がある。このようなアクションをしておかなければ、頻繁に市のホームページを見ていないと意見が出せないということになる。

パブリックコメントについても、「これは、政策として良かったんだ。」という市としての裏付けという感じで捉えるのであれば、沢山意見を出してもらって。それも、賛成意見をもらう方がいいと思う。

「パブリックコメントを実施したが、意見を出さない方が悪い。」ということではなくて、関心のあるところには、やっぱり「今、パブリックコメントをやっています。」という案内を出すべき。内容だけではなく「今、やっています。」というのを何らかの形で行う必要がある。ホームページを見れば確かに分かるが、例えば町内会のことについてやっているのであれば、直接、町内会に連絡をすとか、少しそういうアナログ的な情報の提供がまだまだ必要であると思う。

●委員 情報の提供はどの自治体も試行錯誤しており、どのやり方が正しいというものではないと思う。できるなら苫小牧市のオリジナリティのあるものが提供できればと思う。提供がなければ参加したくてもできないので、積極的に考えていただきたいと思う。

(4) その他

○事務局 「市民自治推進会議のメーリングリスト」については、現在、委員の自主的な活動として行われ、運用されている。今回、委員任期が満了することとなり、委員が交代することとなる。そのため、現在のメーリングリストについては閉鎖し、時期委員の中で改めて検討するというようお願いしたい。

●各委員 了承